

【第1章】

教育計画の策定について

第1章 教育計画の策定について

1 計画策定の趣旨

北海道教育委員会では、中長期的な展望に立って教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、1976(昭和 51)年以降、数次にわたって長期的な教育計画を策定してきました。

2006(平成 18)年 10 月に本道が目指す教育の基本的な理念や目標などを示した「北海道教育ビジョン」を策定して以降、その実現に向けて、時代の潮流や教育における今日的課題に対応する教育計画を策定し、様々な施策に取り組んできました。

本計画は、この理念を継承しつつ、本道における教育課題の解決と地域創生の実現に向け、2023(令和 5)年度以降の北海道が目指す教育の全体像を示しています。

2 計画の性格

- ◇ 教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、教育振興のための施策に関する基本的計画
- ◇ 「北海道総合計画(2021 改訂版)」が示す施策の方向に沿って策定する教育の特定分野別計画
- ◇ 知事が定める道の教育、学術及び文化の振興に関する「北海道総合教育大綱(2020(令和 2)年 3 月策定)」を踏まえて策定
- ◇ 2015(平成 27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」や 2002(平成 14)年に日本が提唱しユネスコ主導で国際的に推進してきた「持続可能な開発のための教育(ESD)」の理念に合致する計画

3 計画の期間

2023(令和 5)年度から 2027(令和 9)年度までの 5 年間

4 計画の構成

全体を 4 章構成とし、本道教育の現状・課題等を示した上で、本道が目指す教育の基本理念や教育施策の方向性、主な取組を示しています。

第1章 《教育計画の策定について》

本計画策定の趣旨や性格等を明示

第2章 《北海道の現状と課題》

本道教育を取り巻く社会情勢の変化、子どもたちや教育の現状と課題を整理

第3章 《北海道が目指す教育の基本理念》

本道教育が目指す基本理念を明示

第4章 《施策》

基本理念を実現するための教育施策を体系化し、各施策の方向性や主な取組、推進指標を明示

5 計画の推進と管理

現在の複雑化、多様化する教育課題に対応するためには、知事部局・警察等の関係機関や国・市町村などの行政機関、教育関係者をはじめ、地域や保護者など全ての道民と連携・協働して、本道教育を推進していく必要があります。このため、本計画を通じて、教育課題の共有や連携した取組の充実を図るとともに、施策の推進状況を確認・把握しながら着実に本計画を推進します。

(1) 計画の普及啓発や広報広聴活動の充実

- ◇ 学校・家庭・地域・市町村・教育機関等へ、北海道教育委員会のホームページや各種広報誌などを活用し、様々な機会を通じて本計画を普及啓発
- ◇ パブリックコメントによる道民意見の聴取等を通じて、様々な要望や意見を把握

(2) 知事部局や市町村等との連携・支援

- ◇ 知事と教育委員会が、教育政策に関する事項を協議・調整する総合教育会議を活用するなど、知事部局との連携を十分に図り、総合的に施策を推進
- ◇ 道民に最も身近な市町村の主体性を尊重しつつ、市町村と道の役割分担を踏まえながら、相互に連携して施策を推進
- ◇ 特色ある教育により本道教育の一翼を担う私立学校について、教育活動が一層促進されるよう、私立学校教員の資質向上や教育活動の充実に向けた取組を支援

(3) 計画の進捗管理

- ◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学識者や保護者等で構成する「北海道教育推進会議」において、北海道教育委員会の活動全般に対する点検・評価を毎年度実施し、その結果を広く道民に公表
- ◇ PDCAサイクルのマネジメントによる評価・改善を毎年度行い、効果的・効率的な施策を展開



